

申請書類一覧

書類名	許可		譲渡譲受	
	申請時	試験合格後	申請時	試験合格後
(譲渡譲受認可申請書 P1~P3)			○	
譲渡譲受契約書の写			○ 4	
譲渡及び譲受価格の明細書			○	
許可書(免許状)の写又は譲渡譲受認可書の写			○	
許可期限の変更通知書の写			○	
自動車検査証の写			○	
譲渡人の診断書			(○) 4	
譲渡人の運転免許証の写			○	○
(許可申請書)				
P1 申請書	○		○	
P2 履歴書等	○		○	
戸籍抄本	○ 4		○ 4	
P3 資産目録	○		○	
P4 無事故無違反、運転経歴	○		○	
住民票		○ 3		○ 3
運転免許証の写	○	○	○	○
運転経歴に係る挙証資料		○ 4		○ 4
運転免許経歴証明書(失効の場合)		(○) 4		(○) 4
無事故無違反証明書(35才未満)		○ 通		○ 通
無事故無違反証明書(35才以上40才未満)		(○) 通		(○) 通
P5 法令の遵守状況	○		○	
運転記録証明書(5年間のもの)		○ 通		○ 通
P6 資金計画	○		○	
保険契約申込書の写又は見積書の写	○		○	
定期預金通帳等の写		○		○
P7 営業所、健康状況、適性診断	○		○	
営業所に係る挙証資料		○ 4		○ 4
健康診断書		○ 4		○ 4
適性診断票		○ 3		○ 3
P8 事業用自動車、車庫	○		○	
(申請時車庫未確保の場合)		○		○
事業用自動車に係る挙証資料		○ 4		
車庫に係る挙証資料		○ 4		○ 4
(申請時車庫未確保の場合)		○ 4		○ 4
P9 写真	○		○	
営業所の写真	○		○	
車庫の写真	○		○	
(申請時車庫未確保の場合:P9に貼付)		○		○
P10 案内図、平面図	○		○	
(申請時車庫未確保の場合)		○		○

※有効期限について、各々申請日前 3=3ヶ月 4=4ヶ月 通=通知書発行日以降
(営業所及び車庫に関する賃貸借契約書又は売買契約書は有効期限の規定なし)

5. 許可申請時の添付書類 (159 ページ 申請書類一覧参照)

許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

1. 「戸籍抄本」(2ページの次に添付) (申請日前4ヶ月以降)
2. 「運転免許証の写」(A4版の用紙に表と裏面をコピーし、4ページの次に添付)
3. 「保険契約申込書の写又は見積書の写」(6ページの次に添付)
4. 「営業所の写真」(9ページに貼付) (申請日前直近のもの)
5. 「車庫の写真」(車庫未確保で申請する場合を除く)(9ページに貼付)
(申請日前直近のもの)

6. 譲渡譲受認可申請時の添付書類 (159 ページ 申請書類一覧参照)

譲渡譲受認可申請書の添付書類は次のとおりとし、譲渡譲受認可申請書の3ページの次に順に添付すること。

1. 「譲渡譲受契約書の写」 (申請日前4ヶ月以内)
2. 「譲渡及び譲受価格の明細書」
3. 「許可書(免許状)の写又は譲渡譲受認可書の写」(譲渡人が受けたもの)
4. 「許可期限の変更通知書の写」(譲渡人の最新のもの)
5. 「自動車検査証の写」(譲渡譲受する車両のもの)
6. 「診断書等」(譲渡人のもの：譲渡人の年齢が65才未満であり、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な事由による申請の場合)
(申請日前4ヶ月以内)
7. 「運転免許証の写」(譲渡人のもの：A4版の用紙に表と裏面をコピーする)

上記の次に、許可申請書を下記添付書類とともに添付すること。

8. 「戸籍抄本」(2ページの次に添付) (申請日前4ヶ月以降)
9. 「運転免許証の写」(A4版の用紙に表と裏面をコピーし、4ページの次に添付)
10. 「保険契約申込書の写又は見積書の写」(6ページの次に添付)
11. 「営業所の写真」(9ページに貼付) (申請日前直近のもの)
12. 「車庫の写真」(車庫未確保で申請する場合を除く)(9ページに貼付)
(申請日前直近のもの)

7. 相続認可申請時の添付書類

相続認可申請書の添付書類は次のとおりとし、相続による事業継続認可申請書の 2 ページの次に順に添付すること。

1. 「被相続人の戸籍謄本」(申請者(相続人)と被相続人との続柄を証する書類として)
(申請日前4ヶ月以降)
2. 「申請に対する同意書」(申請者(相続人)以外に相続人がある場合に、その全員が署名(住所の記載を含む)し押印した当該申請に対する同意書)
(申請日前4ヶ月以降)

上記の次に、許可申請書を下記添付書類とともに添付すること。

3. 「戸籍抄本」(2ページの次に添付) (申請日前4ヶ月以降)
4. 「運転免許証の写」(A4版の用紙に表と裏面をコピーし、4ページの次に添付)
5. 「保険契約申込書の写又は見積書の写」(6ページの次に添付)
6. 「営業所の写真」(9ページに貼付) (申請日前直近のもの)
7. 「車庫の写真」(車庫未確保で申請する場合を除く)(9ページに貼付)
(申請日前直近のもの)

8. 法令及び地理試験合格後に提出する挙証資料等

法令及び地理の試験合格後の関東運輸局長が指定する日までに提出する挙証資料等は、原則として次のとおりとする。

1. 「住民票」(申請人を含む同居している者全てのもの) (申請日前3ヶ月以降)
2. 「運転免許証の写」(譲渡譲受認可申請の場合は譲渡人のものも提出)
(現に有効な運転免許証の表・裏の写)
3. 「運転経歴についての挙証資料」(4点セット) (申請日前4ヶ月以降)
4. 「運転免許経歴証明書」(取消・失効等に該当する場合) (申請日前4ヶ月以降)
5. 「無事故・無違反証明書」(40才未満であって、10年間無事故・無違反に該当する場合) (通知書発行日以降)
6. 「運転記録証明書」(過去5年間に記したもの) (通知書発行日以降)
7. 「預貯金等の通帳の写」
8. 「営業所(住居)の確保についての挙証資料」 (申請日前4ヶ月以降)
9. 「健康診断書」 (申請日前4ヶ月以降)
10. 「適性診断票」(関東運輸局長あて封書のまま) (申請日前3ヶ月以降)
11. 「事業用自動車についての挙証資料の写」
(購入契約書・仮契約書・見積書・リース契約書等) (申請日前4ヶ月以降)
12. 「車庫の確保についての挙証資料」 (申請日前4ヶ月以降)
 - (1)申請書P8(車庫)(車庫未確保で申請した場合)(正・副)
 - (2)申請書P9(車庫の写真)(車庫未確保で申請した場合)(正・副)
 - (3)申請書P10(案内図、平面図)(車庫未確保で申請した場合)(正・副)
 - (4)車庫確保の挙証資料
13. 「道路管理者の発行する幅員証明書」 (申請日前4ヶ月以降)
14. 預貯金又は株券・債権の通帳等、営業所及び車庫に関する賃貸借契約書又は売買契約書については、有効期限の規定はないが、申請内容の確認が可能なもの。
15. 前記1～13に示したもの以外に挙証資料があるときは、その挙証資料を提出すること。
16. 前記1～13に示した挙証資料のうち、写と明示されたものは、原本の写1通を提出するものとし、それ以外は原本を提出すること。(上記の運歴、営業所、車庫等の挙証資料のうち一部は写の場合もあるので公示文又は本要領で確認すること。)
17. 挙証資料については、公示したもの以外でも必要に応じ申請者に提出を求める場合がある。